

第6章

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

農業経営基盤強化促進基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が作成する農業経営基盤強化促進基本方針に即して、市が定めるものです

1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

概ね、10年後の平成40年度（2028年度）の主要な指標を以下のように設定します。

（1）確保すべき農地面積：目標とする農地面積 37ha

平成19年の生産緑地面積は29.7ha、宅地化農地は20.4haであり、平成29年の生産緑地面積は28.0ha、宅地化農地は13.1haとなっています。生産緑地はほぼ現状維持されていますが、宅地化農地は7.3haの減少であり、年平均3.6%の減少率です。

このことから、平成40年（2028年）の農地面積は、生産緑地面積は平成29年（28.0ha）の面積を継続し、宅地化農地は平成29年以降、年平均3.6%の減少率とする8.8haとなり、合計36.8haとなります。そのため、確保すべき農地面積を37haと設定します。

（2）確保すべき農家数：目標とする農家数 50戸

農林業センサスでは、

①平成17年の農家数は126戸、平成27年の農家数は83戸であり、この10年間の農家数の減少率は年平均3.4%です。平成27年以降、年平均3.4%の減少が続くとすると、平成40年（2028年）の農家数は52.8戸となります。

②平成22年の農家数は107戸、平成27年の農家数は83戸であり、この5年間の農家数の減少率は年平均4.5%です。平成27年以降、年平均4.5%の減少が続くとすると、平成40年（2028年）の農家数は45.7戸となります。

①と②の算出結果から、農家戸数は50戸と設定します。

（3）認定農業者となる農家数：目標とする認定農業者の戸数 11戸

認定農業者の農業所得目標額を300万円以上とすると、農家意向調査における農業所得目標額300万円以上の農家は9件です。また、200～300万円未満の農家は2件であり、この両者がこの計画を通して、認定農業者になると設定すると11戸となります。認定農業者11戸は、平成40年（2028年）の農家数50戸の22%にあたります。

（4）農業所得：所得目標額 500万円 300万円

野菜直売と体験農園、エコ農産物認証、学校給食、花きの市場出荷等により地域の農業を担う農業経営体の所得目標を「500万円」、その他の農業の広がりを支える農業経営体の所得目標を「300万円」とします。

（5）労働時間：目標年間労働時間 1,800時間

労働時間については、農業者の健康や余暇の時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めることにより、主たる従事者1人当たりの年間労働時間の目標を、おおむね1,800時間とします。

(6) 経営管理の方法

経営管理の合理化を促進するために、財務管理では、複式簿記等の導入や経営と家計を分離した青色申告の実施を行います。

また、インターネットによる多様なソフトやアプリケーションの活用を図り、作業・販売管理を行い、生産出荷管理等や市況状況の把握・顧客データの管理・集積を行います。

(7) 農業従事の態様の改善

経営形態については、家族経営を基本にしています。「家族経営協定」を締結するなど、男女間や年齢による固定的な役割分担意識を変革し、定期的な休日制や給料制の導入を図り、従事態様の改善を推進し、次代を担う後継者や女性農業者が安心して農業生産活動に従事できるようにします。

また、女性農業者の技術や経営管理能力の向上を図り、農業の担い手として積極的な経営参画を推進します。

(8) 農地の集積目標：中核的な農家への農地集積率 48.6%

中核的な農家の条件を、以下のとおりに定義します。

①農地所有面積が 50 a 以上でその農地の生産緑地指定率が 50%以上の農家

②農地所有面積が 30 a 以上 50 a 未満でその農地の生産緑地指定率が 75%以上の農家

①に該当する農家は 20 戸、②に該当する農家は 6 戸であり、合計 26 戸であるが、これら農家の 10 年後における農地面積の集積目標を 18ha と設定し、目標とする農地の集積率を 10 年後の多摩市内の農地面積目標 37ha との比率『48.6%』とします。

また、当市は全都市街化区域のため面的集積は困難ですが、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

(9) 農地の利用関係の改善に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、農作業受委託等の取り組みを促進します。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取り組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

(10) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

①新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

多摩市は都市化が進み、市内における新規就農者※1は、これまで農業後継者のみの状況となっており、農外からの新規参入は見込み難いと想定されます。今後、担い手の高齢化や、農業従事者の減少を考慮すると、将来にわたって市の農業の担い手となる農業後継者を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、東京都農業振興基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等※2の育成・確保目標を踏まえ、多摩市においては、今後 10 年間で 5 人の当該青年等の確保を目標とします。

多摩市及び周辺市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する主たる従事者一人当たりの年間総労働時間の目標を国の労働時間短縮推進計画による1,800時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業所得を主として生計が成り立つ年間農業所得（第1の(3)に示す地域の農業を担う農業経営体の目標の6割程度の農業所得、すなわち300万円程度）を目標とします。

②新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組み

多摩市における新規就農者への支援体制については、都の就農相談機関である東京都農林水産振興財団及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、南多摩農業改良普及センター、JA東京みなみと連携して重点的に指導を行います。

農業関係組織の他、近隣大学や地域との連携により、魅力ある農業を展開し、新たな農業経営者確保を図り、地域との連携による農とのふれあいにより農業を身近なものとし新規就農者確保を目指します。更に、新規就農者を将来的には認定農業者へと誘導します。

(11) 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標にすべき農業経営の指標

(10)の①に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、多摩市における主要な営農類型については、第2 農業経営モデルに示す、農業の広がりを支える経営体モデルを指標とします。

※1 新規就農者…ここでいう新規就農者とは、農外からの新規参入農業者、農業後継者及び新たに農業関係企業へ就職した者を指す。

※2 青年等…農業経営基盤強化促進法第4条第2項に基づく、次の(1)～(3)に当たる者。(1)原則18歳以上45歳未満の青年(2)45歳以上65歳未満の中高齢者で他産業従事経験を活かし農業に意欲的に取り組む者。(3)(1)・(2)に掲げる者が役員のお半数を占める法人。

2 農業経営モデル

1の農業経営基盤強化の促進に関する目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営のモデルを、所得目標毎に示します。

また、農業所得の多少に関わらず、農業者がそれぞれの条件に応じて、持てる力を最大限に発揮していくことが、都市農業の発展と豊かな市民の生活を支えることにつながることから、都市農業の果たす役割に視点をおいたタイプ分けを以下のとおりとしました。

農業経営モデル（案）

- I 安心・新鮮な農産物を生産し、生産者の顔が見える農業経営
- II 市民の豊かな生活に貢献する農業経営
- III 市民とのふれあい・やすらぎを提供する農業経営
- IV 地域産業の一翼を担い、他産業と連携した農業経営

地域の農業を担う経営モデル（所得 500 万円）

タイプ	営農モデル	経営耕地 (a) 作付面積	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
I	野菜の市場出荷を主体とした経営	80 120	2	ハウレンソウ、 コマツナ	パイプハウス トラクター 播種機
III	観光農園を主とした経営	40 40	3 ボランティア	イチゴ、ブルー ベリー 体験農園	鉄骨ハウス 養液システム一式 防鳥柵
II III	野菜の共同直売と体験農園を主とした経営	60 70	1.5 ボランティア	トマト、ナス、 キュウリ、ハウ レンソウ、ハク サイ、ダイコン	パイプハウス トラクター 管理機
II IV	野菜の共同直売、学校給食、契約出荷を主とした経営	150 170	4 ボランティア	水稲、タマネ ギ、ネギ、ジャ ガイモ、ナス	パイプハウス トラクター 田植え機

地域の特徴を活かした農業経営モデル(所得 300 万円)

タイプ	営農モデル	経営耕地 (a) 作付面積	労働力 (人)	主な品目	主な施設・機械
I III	野菜の共同直売と学校給食への出荷を主とした経営	50 80	1.5 ボランティア	トマト、ジャガイモ、ニンジン、タマネギ、ホウレンソウ、アスパラガス	パイプハウス 管理機
I II	収益性の高い作物を導入し、直売所等へ出荷する経営	30 50	1.5 ボランティア	ナス、キュウリ、アスパラガス、ミニトマト、ジャガイモ、エダマメ	管理機
I II	花きの市場出荷と野菜の直売経営	60 100	2	パンジー、ビオラ、ベゴニア、マリーゴールド、野菜	パイプハウス 管理機
II IV	地域産農産物を活用した農産加工品製造と直売野菜等を生産する経営	65 90	2	水稻（酒米、味噌）、梅、野菜	加工施設 パイプハウス 田植え機 管理機

3 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、全城市街化区域のため、本事業は該当しません。

4 農地利用集積円滑化事業に関する事項

本市は、全城市街化区域のため、本事業は該当しません。

